

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点(通いの場等)における防災意識啓発の取組支援(拡充)

市区町村が地域住民の予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、新たな地域コミュニティの構築を支援するため、**介護予防拠点(通いの場等)における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な設備、出前授業の開催に係る経費について補助する。**

(実施主体)

市区町村

(市区町村の助成により事業者が事業を実施する場合も可)

(最大補助単価)

1か所あたり

10万円

(補助対象経費)

- 介護予防拠点における参加者の予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費
(例：予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費)
- 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

(補助要件等)

- 購入備品を予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する(例：歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る)等の事業実施は必須。
- 補助は、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。
- 介護予防拠点が、既存メニューの施設整備費の補助を受けているかは問わない。

